

秋田市告示第202号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定に基づく、秋田県知事の令和8年度地籍調査事業計画の決定を受け、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により告示する。

令和8年5月20日

秋田市長 沼谷 純

- 1 国土調査として事業計画が決定された年月日
令和8年5月15日
- 2 調査を実施する者の名称
秋田市
- 3 調査地区
 - (1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区
秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部
 - (2) 地籍測量・一筆地調査地区
秋田市雄和平尾鳥字善知鳥の一部
- 4 調査期間
令和8年4月7日から令和9年3月31日まで